## 論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨

学位申請者氏名:吉田 惠子 学 位 の 種 類:博士 (保健福祉学)

学 位 記 番 号:博(健)甲第10号 学位授与年月日:平成26年3月14日

審 查 委 員:主査 高崎健康福祉大学教授 森部 英生

副査 高崎健康福祉大学教授 相澤 與一

副査 弁護士・元法政大学法科大学院教授 廣田 尚久

## 論文題目

教育・保育関係のクレーム対応・紛争解決に関する考察

A Consideration Concerning Complaint Handling or Dispute Resolution on School & Nursery School

## 【論文の内容の要旨】

論文の構成は次の通りである。

序 本研究の目的と方法

第1章 教育・保育関係のクレーム・紛争

第2章 障害児教育裁判

第3章 保育裁判

第4章 保育関係紛争の裁判外解決・処理

第5章 裁判及び裁判外の教育・保育紛争解決

終 章 課題と展望

論文各章の内容は概略以下の通りである。

序:教育・保育をめぐるトラブル・紛争の解決システムをトータルに構想することが本論文の目的であるが、わが国では先行する研究と実践がいまだ必ずしも十分に蓄積・普及されていない状況のもとでは、限られた文献と実務・実例をもとに行われざるをえず、したがって本論文は、関連する先行諸文献のほか、解決方式の1つである教育裁判については公刊されている判例集によって、裁判以外の教育紛争解決例については公刊されている事例集及びインターネットによって、また、いわゆる学校問題解決サポート方式(教育紛争ADR)については自治体への実地調査を通じて、執筆される。

第1章:学校・教師に対する保護者からのクレーム増加状況を現職の教員がどのように受け止めているかを、本学で実施された教員免許更新講習(平成22年8月)の受講者128名を対象としたアンケート調査で明らかにし、これを踏まえて、戦前からのわが国における教育紛争の歴史の概略に触れ、さらには、わが国における教育紛争生起の背景を考察し、最後に、紛争の起因となる「教育クレーム」の分類・類型を試みている。教育外事項要求型、学校依存要求型、在学関係事項要求型、教育活動是正要求型、学校管理・運営事項要求型、政治・政策事項要求型、の7つがさしあたりの類型である。

第2章:教育裁判についてはすでに優れた先行研究が存在するが、障害児教育裁判については現在のところまとまった研究がなされていない。本章では、筆者が収集した裁判事例を、①教育・訓練指導、②教育・生活環境、③担当教員のあり方をめぐる裁判例、に3分類し、それぞれいくつかの事例を検討し、障害児教育が抱える諸問題やトラブルの裏側で保護者が教師に何を求めているのか、障害児教育裁判において紛争がどのように法的に解決・処理されたのかを探った。また、アメリカの障害児教育をめぐるトラブルの一端にも触れ、アメリカの公民権運動との関連や、アメリカの障害児教育をめぐるトラブルの諸相と日本との相違を見ている。

第3章:保育に関する裁判の研究も、わが国では未だなお必ずしも十分に行われていないことから、本章では、収集した保育裁判 126 件について、①保育のあり方、②保育環境のあり方、③保育者のあり方をめぐる裁判の3つに分類し、各分類に沿って裁判事例をいくつか取り上げ、保育紛争が裁判において法的にどのように解決・処理されたかを見ることを通して、保育裁判の長短を明らかにしようとしている。

第4章:保育関係紛争がむしろ裁判以外の場で解決が図られていることに着目し、社会福祉関連法改正後のクレーム対応・苦情解決システムにおける苦情処理例を検討した。具体的には、①個別保育所、②第三者委員、③運営適正化委員会における対応・解決、という3つの視点から、それぞれの機関で扱ったトラブルの具体例を捉え、個別にどのように対応しているかを明らかにしようとしている。

第5章:障害児教育裁判と保育裁判、及び、保育関係紛争の裁判外解決の事例の検討を通して、裁判・教育裁判のメリット・デメリットを考察。裁判のメリットは、障害児の普通学校入学をめぐる裁判などに見られるように、社会にある種の影響を及ぼし、世論を喚起することである。デメリットは、法的一刀両断であること、手続き・事実認定の厳格、また、公開が原則であることにより、教育関係の維持・継続という面からダメージを与えてしまうことなどである。このようなことから、裁判外の教育・保育紛争解決の有効性や限界・問題点を論じ、教育紛争の裁判外解決方式として、行政型の教育紛争ADRともいうべき「学校問題解決サポートチーム」について、その導入の経緯を述べるとともに、調査に協力を申し出てくれた自治体の聞き取り、非公開会議への特別臨席などをもとに、その実例・運用状況と課題を検討している。

終章:第1章の冒頭で紹介した現職教員対象のアンケート調査のうち、「クレーム解決・処理体験」と「クレーム解決・処理機関」についての教師たちの認識を明らかにし、その上で、第5章で検討した「学校問題解決サポートチーム」における運用を踏まえて、「教育紛争ADR」の意義と必要性・有用性を述べている。そして、その設置主体・所掌事項・機能・担当者・手続等を、1つのアイデアとして試論的に提起し、結びとしている。

## 【論文審査の結果の要旨】

吉田惠子は、群馬大学大学院教育学研究科において障害児教育に関する論文で修士学位を取得後、東京福祉大学短期大学部に勤務し、さらに高崎健康福祉大学短期大学部を経て、

現在高崎健康福祉大学人間発達学部に勤務している。平成 22 年度から 3 年間、科学研究費 (共同研究補助)を受けて「保育・教育関係紛争の裁判外解決・処理に関する基礎的研究」 に従事し、研究の進行とともに、その成果を生かして作成されたのが本学位申請論文であ る。

教育をめぐる紛争の解決・処理については、例えば教育裁判研究などにおいてすでに優れた先行研究が存在するが、それは主として「健常児」を対象とする学校教育に関する裁判及び社会教育に関する裁判に限定されており、障害児教育と保育に関する紛争の解決・処理の研究は未開拓な領域であった。吉田論文はこの分野に踏み込んだものであり、先行研究及び資料が不十分な中で取り組んだ研究として、先駆的かつ貴重である。裁判による障害児教育・保育関係の紛争解決には、訴訟・裁判に付着する種々の長短があることから、いわゆるADR(Alternative Dispute Resolution 裁判外紛争解決)に着目し、裁判と裁判外紛争解決を含めて、教育紛争解決をトータルなシステムとして構想し構築しようとしたことは、わが国の教育学・保育学において前人未到の画期的な試みである。第5章第3節「行政型の教育紛争解決システム」は、仲裁ADR法学会に投稿して採用され、その学会誌『仲裁とADR』Vol.8 に掲載されたものであるが、これは、こうしたアイデアが法学界においても注目すべきものであることを示す証左にほかならない。

論文の具体的方法についてみるに、申請者は障害児教育裁判、保育裁判、保育に関する裁判外解決例等を丹念に収集し、また、非公開を旨とする自治体の行政型教育紛争解決機構(学校問題解決支援チーム)の幾つかに出向いて聞き取り調査、傍聴をするなどし、それをもとに論文をまとめており、この点でも本論文は極めて貴重である。なお、論文各章は、そのほとんどが査読付きの大学紀要、教育法学専門誌、法学会誌、教育専門雑誌等に発表されており、いずれも一定の公的評価を経たレベルの内容である。

主査及び2名の副査による口頭試問(平成25年1月9日)においては、3名の審査委員と申請者との間で詳細な質疑応答が行われ、特に外部の副査である弁護士・元法科大学院教授からは、法令や判例の引用は適切であり、本論文が先見性を有し、高く評価するに値するとの発言・コメントがあった。今後さらに豊富な実例・資料を収集すること、「教育」と「保育」の異同を考慮しながら厳密な考察を加えていくこと等が課題として残っているが、この種の研究の嚆矢をなすものとして、斯界に学問的な刺激を与えうるものと思料する。

なお、本論文の第2章第6節「アメリカの障害児教育裁判」においては、豊富な英文文献が引用・駆使されており、また、申請者はかつてイリノイ大学大学院博士課程の extra student として在籍・受講した経験をも有していて、その英語能力はすこぶる高い。

以上により、論文審査及び最終試験の結果に基づき、審査委員会において慎重に審査した結果、本論文が博士(保健福祉学)の学位に十分値するものであると判断した.